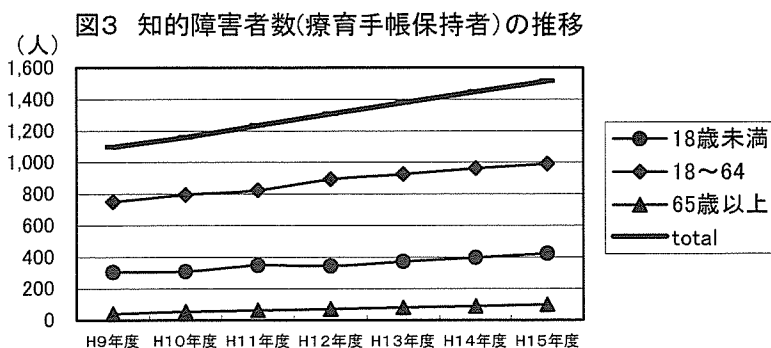


知的障害者は18歳未満までの傷病等を原因とする知的機能低下であるため、人口流入が無い限り、年齢階層の増加率は、下位年齢層に比例して行くはずであるが、高齢者の増加率が著しく高い傾向にある。この理由として考えられるのは、若干の人口流入による増加という点を否定できないものの、療育手帳の取得を成人以降、特に高齢になってから取得したと推測できる。これにより、療育手帳を取得する以前において、知的障害者としてのサービスを受けていない人が多く存在したのではないかと疑問が生じるところである。いずれにしろ数の上では少数であるが、高齢な知的障害者に対する支援のあり方が問われる時期が、早晚やってくると推測される。



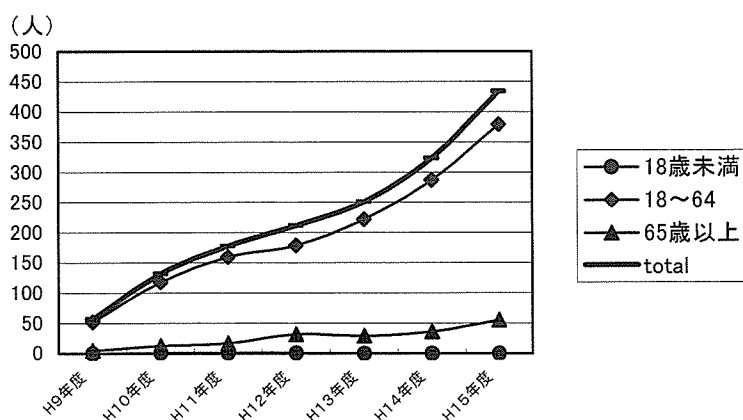
2.1.3 精神障害者

精神障害者の数は、平成9年から平成15年までの間で57人から、434人へと、377人増加しており、平成9年を「1」とした時の平成15年は、「7.614」と急激な増加傾向にある。(図4)

年代別に同期間を見ると、18歳未満で殆ど同水準であるのに対して、18歳以上65歳未満で「7.288」、65歳以上で、「11」という急激な伸びを示している。

精神障害の場合、病院に受診しても手帳を保持するにいたらない場合が多く、精神障害を持つ人の数はこの数字以上に多いと考えられる。つまり、手帳保持者でもこれだけの伸び率であるという状況からして、精神障害者へのサービスの整備が急務であるといえる。この状況は全国的にも同様であり、国が「障害者自立支援法」制定し、精神障害者への支援の充実を図ることを一つの目的としていることを裏付けているともいえるところである。

図4 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移



2.2 サービス提供事業所の種類（社協・NPO・民間等）と数量

2.2.1 市内にある入所系障害者施設

入所系施設は少なく、成人施設では知的更生施設2ヶ所（定員合計120人）のみである。また児童施設は3ヶ所であり、その内訳は、知的障害児施設1ヶ所（定員60人）、盲ろうあ児施設1ヶ所（定員110人）、肢体不自由児施設1ヶ所（定員合計80人）となっている。

これは、入所系施設が、広域での利用となることが多いため、市内として限定すると少ないということにならざるを得ないと思われる。平成15年10月末現在において、身体障害者療護施設に入所している者は42人おり、さらに15人が待機となっていることから、理由の如何は定かでないが重度障害者が在宅生活を送ることに困難であるとする人々が存在する。しかしこれをもって郡山市での地域生活が難しいと判断するものではない。

2.2.2 市内にある通所系障害者施設

通所系施設の数が入所系施設をはるかに上回っている。表2に示すように、通所系施設全体で50ヶ所存在し、総定員は570人である。（H15現在）

そのうち、33ヶ所となる小規模作業所の総定員は、317人であり、通所系全施設の定員の中に占める割合は56%である。

法外施設である、小規模作業所の一般的な設立経過を考えるならば、そこには地域の「共助」が深く関与しているといえる。つまりこの数字からして、郡山市においてもいくつかの「共助」が根付いていると考えられる。

表2 市内通所系施設数及び定員

障害種別	施設種別	数	定員 (合計)
身体障害者	小規模通所授産施設	1	12
	小規模作業所	7	55
知的障害者	更生施設(通所)	1	30
	通所授産施設	2	50
	小規模通所授産施設	2	30
	小規模作業所	16	125
精神障害者	通所授産施設	1	20
	小規模通所授産施設	1	15
	小規模作業所	10	137
障害児	知的障害児通園施設	1	30
	肢体不自由児施設(通所利用)	1	20
在宅生活支援事業所(市単:ミニデイサービス)		7	46

※「第二次郡山市障がい者計画」資料編参照

2.2.3 支援費居宅支援事業所

平成17.7.1現在の事業所数で見ると、居宅介護事業所24、デイサービス事業所7、短期入所7の合計38事業所が存在する。

居宅介護の事業所について、運営主体別に見ると、株式会社が 9 事業所と最も多く、次いで社会福祉協議会の 4 事業所である。その他は社会福祉法人、医療法人や NPO 等である。

また、有限会社も 1 事業所存在しており、株式会社と合わせると 10 事業所が営利企業ということになる。このように営利企業が、社会福祉協議会を上回り、様々な運営主体が参入している傾向は郡山市が一定の規模を持つ都市型地域であることに関連していると思われる。

居宅介護を種類別に見ると、全ての事業所が身体介護を実施し、23 の事業所が家事援助を実施している。しかし、日常生活支援は NPO の 1 事業所が実施しているのみである。移動介護では、NPO が 2 事業所、株式会社の 3 事業所が実施している。特徴的なのは株式会社 3 事業所ともタクシー会社等の交通関係会社であることである。このことから多様な運営主体が参入している様子がよく分かる。

デイサービスは、社会福祉法人が 4 事業所、NPO が 3 事業所の合計 7 事業所である。このうち社会福祉法人が運営主体となっている事業所は、4 事業所あり、対象は身体と知的それぞれ 2 事業所である。NPO では、2 事業所が知的障害者を対象としており、1 事業所が障害児を対象としている。定員別に見ると、身体障害が 40 人、知的障害が 53 人、障害児が 20 人である。

短期入所事業は、本体施設が必要であることから、運営主体も県立 2 事業所、社会福祉法人 5 事業所それぞれ何らかの施設を持つ事業所となっており、量的にはあまり多いとはいえない。障害種別で見ると、身体障害が 1 事業所（定員 8 人）、知的障害が 3 事業所（定員 13 人）、障害児が 5 事業所（定員 16 人）となっており、このうち、知的障害と障害児の双方を対象としている施設が 2 事業所である。

2.3 地域単独サービス（市町村単独事業等の種類・内容・実績）

・在宅生活支援（ミニデイ）事業

障害の種別を問わず、地域で生活する障害者の日中活動の場として機能している小規模のデイサービスである。この事業を展開する事業所は現在 5 箇所であり、NPO などが運営主体となっている。養護学校卒業者の父母等が中心となり事業所を立ち上げる例もある。市単事業であることから、「公助」に分類されるサービスであるが、その成り立ちの経過は、小規模作業所同様「共助」によるソーシャルアクションが関与しているといえる。

運営費は市から利用者一人当たり年間 60 万円、重度者の場合は 75 万円（定員は 4 人～9 人）の補助と事業所家賃の 3 分の 2（ただし 10 万円が上限）、社会保険の事業者負担分の補助がある。

この事業の受託事業所のひとつである「オープンサロン宇宙（そら）」では、市からの補助では運営が厳しいため、利用者の保護者から、2 万円/月の利用料、利用者食費 300 円/1 食、さらに送迎を利用した場合はガソリン代として 200 円/1 回を徴収している。

2.4 居宅支援費制度の利用者数（H16 年度）（支給実績時間数と利用時間数）

表 3～5 に郡山市の居宅支援費の状況を示す。

郡山市の支援費の該当となる身体障害児・者と知的障害児・者の合計は、10,464 人（平成 15 年度）である。年度が違うため単純な比較はできないが、国の調査による在宅の身

体と知的の障害児・者数は合計で 3,656,200 人(身体＝H13 年実態調査、知的＝H12 基礎調査)であり、H15 年 4 月の居宅支援費の支給決定者数は、国の発表で 117,000 人である。単純な計算で、居宅支援費の利用者割合は 3.2%に過ぎないということになる。支援費利用者が年々増加していることを考慮しても、おそらく 5%前後ということになる。

この点、郡山市の場合は、居宅支援の中心である身体介護をみると、15.7%の人が利用していることになり、全国平均をはるかに上回っている。居宅支援費の利用割合は、地域差が大きく都市部と地方の差、あるいは自治体の取り組みの差が現れやすいと考えられる。そういった意味で考えると、郡山市が東北地方の中核市の一つであること、障害者福祉に対する取り組みがある程度進んでいることが理解できる。

ただし、今回調査に協力をさせていただいた人々との話の中ではサービス量が不足しているという意見が大半であったことを申し添える。

表 3 居宅介護の状況

	利用人数 (人)	総利用時 間数	一人当 たり平均支 給決定時 間数	一人当 たり平均利 用実績時 間数	最高支給 決定時間 数	最高利用 時間数
身体介護	1,629 人	32,626.5	26.2	20.0	120	120
家事援助	838 人	18,831.5	27.4	22.5	70	70
移動介護(全身性)	384 人	4,710.5	18.1	12.3	70	70
移動介護(視覚)	294 人	5,095.0	32.8	17.3	60	60
日常生活支援	18 人	911.5	87.5	50.6	130	130

表 4 デイサービスの状況

	利用人 数 (人)	総利用 日数	一人当 たり平 均支 給決 定日 数	一人当 たり平 均利 用実 績日 数	最高支 給決定 日数	最高利 用日数
身障	997 人	4,860	6.4	4.9	10	10
知的	449 人	5,903	14.3	13.1	20	20
障害児	271 人	3,795	15.9	14.0	20	20

表 5 ショートステイの状況

	利用人 数 (人)	総利用 日数	一人当 たり平 均支 給決 定日 数	一人当 たり平 均利 用実 績日 数	最高支 給決定 日数	最高利 用日数
身障	170 人	1723	8.9	10.1	31	31
知的	433 人	3,436	8.7	7.9	31	31
障害児	356 人	1,789	7.8	5.0	31	31

3 地域社会に存在する「公助」、「互助」、「共助」の量的・外観的把握

3.1 支援費制度導入前後における「公助」、「互助」、「共助」に関するサービス提供側の変動があったかどうか

3.1.1 サービスの担い手であるヘルパー（公助関係）、近隣住民（互助）やボランティア（共助）の推移

ヘルパーは先ず介護保険導入により事業者数も含め増加しており、その後支援費制度施行により、これら介護関係の事業所が障害者も利用者として受け止めるケースが徐々にではあるが増えてきており、それまで社会福祉協議会が中心であった障害者ヘルパーを様々な事業所が担うようになってきた。

ただし、相談支援にあたる人々からすると、現状では公的サービスとしてのヘルパーが十分な量ではないという認識をもっている。

互助（地縁）については、量的に把握しにくい。市内での温度差もあるが、高齢者も含め、一人暮らしの人はできるだけ近隣の方と（何かあった場合）の交流を心がけている。このために町内会やその下部組織である方部会といった組織が中心となり、その役割を果たしている。ただし、あくまでも声かけ程度であり、直接サービスを行う組織ではない。そのため支援費制度の導入により増減をするといった性格ではない。

支援費制度施行前の移動介護サービスが、ガイドボランティアに依存する傾向があった。それでも一人当たり約 40 時間という利用制限が設けられていたため、余り使い勝手の良い状態ではなかった。支援費制度が施行されると、これらが支援費サービス（公助）に移行し、利用者のニーズに合わせ支給量が決められるようになったため、以前より使い易くなってきている。その分ガイドボランティアの必要性が希薄となり、ボランティアの減少をきたしている。

しかし、支援費制度では、施設の利用者が地域移行を目指し、「あいえるの会」（障害者自立生活センター）などが提供する、自立体験室を利用した時等、公的なヘルパーが利用できないというデメリットもある。そのため、「あいえるの会」などでは、駅前でチラシ配布やマスコミ等を利用して、ボランティアを募って本人の一人暮らし体験を行うなど新たな努力も必要となってきた。（ただし、自立体験教室は調査時において、「あいえるの会」の運営状況により、中断されている。）

3.1.2 各種団体・機関に加え、社協等のビューローを含めた連携システムの概要（インフォーマルなサポートの充実度）

市内にはいくつかの横断的なネットワークが存在する。これらは、当事者や、保護者または支援者などが、日常的な障害者の生活を通して必要と思われるものを立ち上げていったという経緯があり、行政主導ではなく、志縁（共助）によるものである。またそれぞれのネットワークには身障、知的、精神いわゆる三障害の相談支援を行う事業所も当然メンバーとなっており、市内の障害をもつ人たちのニーズなども情報交換されている。ただし、残念なことに社協の関与は希薄な様子である。

つまり、いくつかのネットは関係者の集まりであると同時に、具体的に障害者の生活を支援するための連絡調整としても機能しているのである。ネットワークは以下の通りである。

- ・ 市民ネット・・・「あいえるの会」が主催し、郡山市民を対象に障害者問題について話し合う場として機能している。メンバー構成は行政、大学の教員、社会福祉士、介護支援専門員、居宅支援事業所、医療ソーシャルワーカー（MSW）、介護福祉士、当事者（視覚・聴覚・肢体）等である。
- ・ 就労会議・・・あぶくま養護学校（知的）が主催し、主に知的障害者の就労問題について各関係機関（教員・就労・生活支援センター・ハローワーク・施設職員など）と連絡・調整を行い、定期的に話し合いの場を設けている。
- ・ 安全ネット・・・この会は市内で暮らす障害者が、権利侵害を受けず、犯罪や悪質なセールス、金銭トラブル等に巻き込まれることなく、安全に生活が送れるよう関係者でセイフティー・ネットを構築しているものである。保護者等の会や相談支援事業者、居宅支援事業者等が中心となって運営されており、これらの団体から、タクシー会社、民生委員、更生保護担当者の会等、障害から見ると周辺に存在する地域の各団体へも働きかけがなされている。また、緊急の連絡簿の作成や、障害者理解のための研修、当事者の社会意識向上のための研修等が行われている。

これらのネットワークは、障害者や彼らを支援する人々の結びつきが必要であるという認識を郡山市の関係者間で共有していることの表れとして捉えることができる。

しかしそれぞれのネットワークがどの程度、「力」を持っているのかといった点は今回の調査で十分把握できていない。ただし、これらのネットワークが障害者地域生活支援の下支えとして、今後重要性を増すことは明らかである。

3.1.3 サービス調整会議等のケアマネジメント手法を用いたシステムの概要

地域の支援体制の核を成す、サービス調整会議は現在行われていない。しかし、支援を受けている、あるいは支援を求める障害者の検討をするための、ケース検討会が利用者と関係者の間で、適時開催されている。この会議の招集は、相談支援事業者であったり、利用者本人であったり、ヘルパーなど支援事業者であったりと、必要と思った人や団体が招集して行われている。このようなケース検討会はかなり頻繁に行われており、利用者の自宅で行うことが多い。また検討会には、必要に応じて市の職員も参加しており、「公助」と「共助」の連携が取れる形ともなっている。

ケース検討会では、国や県が実施した「障害者ケアマネジメント従事者研修」に相談支援に携わる関係者が参加しているため、その研修に沿った手法を用い、書式も研修会で示されたものが利用されている。

4. 地域社会に存在する「公助」、「互助」、「共助」の質的・実情的把握

4.1 援助を求める障害をもつ人たちが選択でき得る支援の種類と手続き

支援費制度等、公的サービスの種類や量については、「2.2」及び「2.3」で示したとおりである。また相談支援については次項で述べている通り、三障害ともに整備がされている。

この他、障害者の生活を支える共助の資源として当事者や保護者の会、趣味や余暇を支える資源として各種サークルなどが存在する。さらに、障害者自立生活センターである「あ

「あいえるの会」では、障害者の自立生活訓練を目的とした「ILP (Independent living Program)」を提供している。

4.1.1 保護者の会等

郡山市内の保護者の会等は、「手をつなぐ親の会」をはじめ8団体が存在する。活動は保護者同士の情報交換等、地域で障害児・者を抱え孤立しないよう務めることが基本である。

特徴的な点は、8団体中、身体障害児・者の保護者を対象としているのが「手をつなぐ親の会」の1団体（含知的障害の保護者）に過ぎず、他7団体は知的障害や自閉症等の発達障害児の保護者団体である。

これらの親の会は独自の活動が中心であるが、平成16年7月に設立された、「安全ネット」の発起人団体として、「手をつなぐ親の会」と「自閉症児者親の会」が名を連ねている。このように他の団体や保護者団体が横のつながりを見せ始めてきていることは地域の共助にとって大きなプラスとなる点である。

4.1.2 趣味や余暇を支える団体・サークル

地域の障害者を対象とした余暇活動などのサークルは、15団体が活動している。内容は陶芸や太鼓といった趣味のサークルから、卓球、フライングディスクそれにサッカーといったスポーツ、その他仲間が集まり、おしゃべりをする会等、さまざまである。ほとんどの団体が、週1回から月2回程度の実施状況であり、土日に活動する団体が多い。また、市の障害福祉課が主催する、スポーツ教室等も存在することを申し添える。

4.1.3 「あいえるの会」による各種講座の開催

自立生活センターである「あいえるの会」では、障害者の自立生活を支援し、社会生活力を高めるための各種講座を開催している。

先ず、ILPとして、初級・中級と分けて講座を実施し、初級では、パソコン教室や養護学校卒業前後の若い障害者と同年代の健常者が一緒に集い、交流をする機会を設け、共に同じ地域を同じ年代で暮らす仲間としての関係性構築に向けた場「若者プログラム」を提供している。パソコン教室は平成16年に10回開催。「若者プログラム」は平成15年に8回開催している。ただ、「若者プログラム」においては、なかなか健常者を集めるのに苦労をしている様子である。

中級では、「旅」をテーマに参加者が各々行きたいところを設定し、資金や介助者などの課題を考えながら、プランを作るといったプログラムを実施している。平成16年は9回開催している。

また、目的別のILPを実施し、障害者運動の歴史や障害者福祉制度や調理を学ぶ機会を設けている（平成16年は10回開催）。このような目的別のプログラムにおいては、市内に住むその道の専門家を招いており、呼びかけに応じて参加した健常者にとっても障害者の交流の場となるよう、工夫されている。

「あいえるの会」ではこのようなプログラムの他、居宅支援費では提供できないニーズに応えるための直接サービスとして、「有料介助派遣サービス」を会員制のプライベートサービスとして実施している。このようなサービスは全国の自立生活センターで多く見られ

るものであるが、「公助」の範囲に含まれていないニーズを満たすためには大変重要な「共助」サービスといえる。

以上のように、郡山市における「公助」や「共助」のサービスは、ある程度整備され、質的にも他地域に比べ劣るものではないと考えられる。

課題となるのは、それぞれのサービスに障害者がアクセスし易いかどうかという点である。

「公助」サービスの利用の手続きは基本的に市役所となるが、具体的に目的を持ってサービス利用を申し出る障害者は、ある程度障害者サービスについて知識や経験のある人である。この調査において、幾人かの障害者の方にインタビューをしているが、全ての方に共通していたのは、生活が行き詰りどうしてよいか分からなくなって初めて市役所へ相談をしているという点である。つまり、障害者であるということのみをもってサービスにアクセスできる環境とは言いがたく、本来受けることが可能なサービスも知らずにいる。そのため地域の中に埋没していることが多く、困った時にはとにかく市役所へ相談してみるという流れとなっている。この流れはおそらく、全国的に共通する流れであると推察されるが、ポイントは、相談を受けた市役所の対応にある。

郡山市の場合、サービス調整会議は無いが、市役所の担当者がケース検討会に出席する等、積極的な支援を行っている。そのため、相談に来た障害者に対して、単に公的サービスの手続きをするのではなく、「共助」に分類されるサービスを含め、相談者に必要なサービスの情報提供と、サービス提供側との連絡調整を行っている。ここが重要なのである。

利用者のニーズが複雑で多様である場合や、きめ細かな支援が必要と判断される場合には、一旦市役所から各相談支援事業者へ紹介される。相談支援事業者では、利用者の状況を把握し、ニーズに応じたサービスの選択や調整が行われているのである。

今後の課題としては、現在サービスを受けることなく生活しているような、いわゆる埋没している障害者に対する情報提供等の支援ということになりそうである。実際に相談支援に従事する人たちの話を聞くと、市内で暮らす障害者には、相談支援事業者がどのような活動をしているのか、そしてどこにあるのかといった情報があまり伝わっていない現状にあるという答えが返ってくるのである。

4.2 地域社会（郡山市）における相談支援事業所の役割と機能

市内の相談支援事業所は、三障害各々に1箇所ずつ存在する。その他養護学校や施設などにおいても相談窓口を設けている。以下に障害別の相談支援事業等の内容と状況等を述べる。

4.2.1 身体障害者地域生活支援事業

「あいえるの会」は、平成11年度に市町村障害者支援事業を郡山市から委託を受けている。これが相談支援事業の正式な開始である。その後平成15年度から市町村障害者支援事業が地方交付税化されたのを受けて、郡山市が平成15年度から市単独補助事業として、障害者地域生活支援事業を「あいえるの会」に委託している。

現在この相談支援事業の事務所を「郡山市障害者福祉センター」に置いており、ここでは知的障害者の相談支援事業（国の「障害者地域生活推進特別モデル事業」に基づいた、

相談支援事業)も事務所を構えていることから、情報交換等メリットの大きいところである。

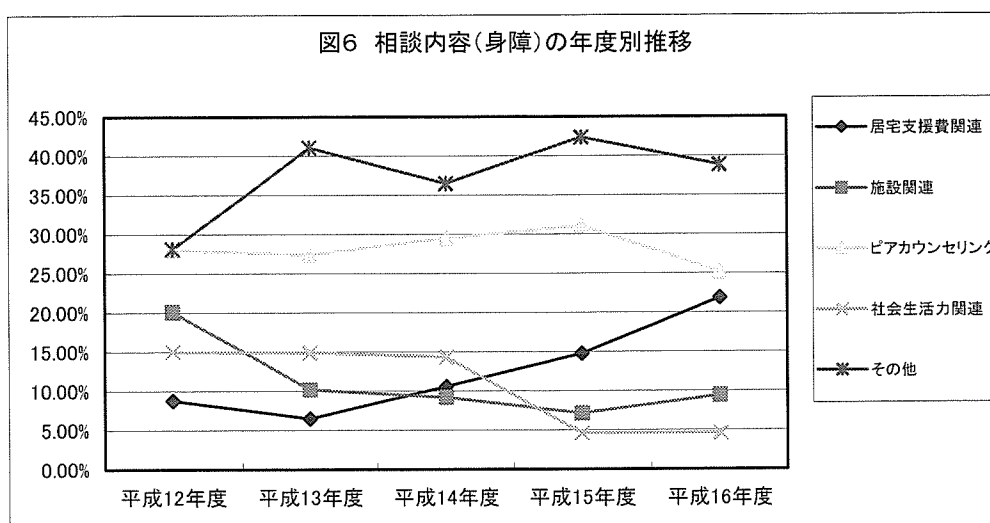
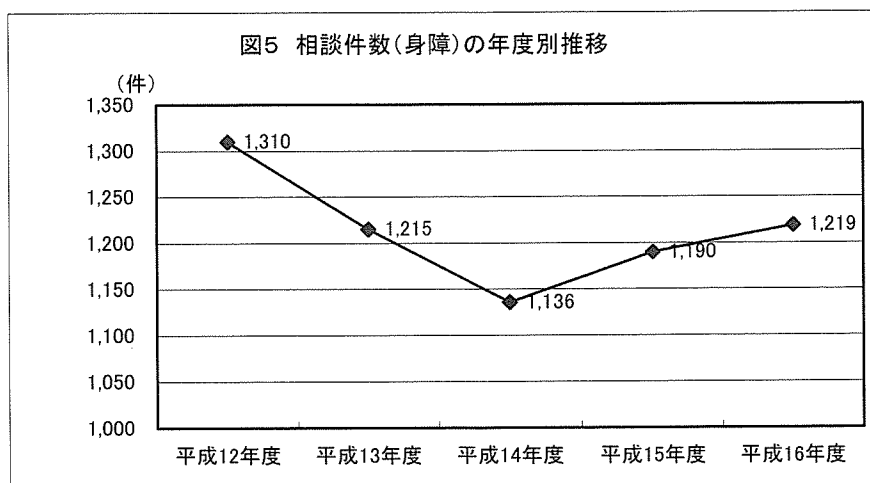


図5に相談件数、図6に相談内容の年度別推移を示す。先ず相談件数では、平成14年度まで低下傾向が見られる。しかし平成15年度から増加に転じている。これは、図6に示すとおり、居宅支援費関係の相談や手続きなどを求める人が増えてきていることが大きな要因となっている。また、現在においては、障害者自立支援法施行に伴う利用料の見直しやサービス計画の見直しなどが、相談の中で大きな比重を占めてきていると「あいえるの会」相談員の宮下氏は話していた。このように、相談が増えることは歓迎すべきかもしれないが、内容的にみて、「公助」である障害福祉サービス利用にかかる相談や手続きの比重が大きくなることは、本来生活者としての障害者を支援するための、相談であるはずが、行政の事務代行に偏ってしまう危険をはらんでいる。

4.2.2 知的障害者地域生活支援事業

知的障害児者については、相談員を1名配置し、平成15年度から実施されている。表6にその内容と件数を示す。

内容を見てみると、純然たる相談というよりも利用者に寄り添い、または利用者に代わ

って諸制度の手続きなどの支援をすることもある。また特徴的なのは、状況把握の件数が多いことである。このため、わずか1名の相談員であっても知的障害者の自宅へ訪問することが多く、アウトリーチ的な支援を行っている。

また、関係機関との調整が平成16年度から一気に増えているが、これは、前年の事業活動結果から、知的障害者を取り巻く環境との調整が重要であることを示している。相談支援が始まり、地域の知的障害者にとってのニーズが顕在化してきた結果といえよう。

表6 相談内容及び件数（知的）

	居宅支援関係	日中活動支援	状況把握	家族問題	関係機関連絡調整	その他	合計
平成15年度	75	47	23	41	0	68	254
平成16年度	113	92	115	13	628	115	1076

4.2.3 精神障害者地域生活支援センター

精神障害者については、精神障害者地域生活支援センター2箇所が活動している。ただ、個人情報保護の観点や時間的な問題により、十分調査が出来ていない。

4.2.4 就労・生活支援センター「フットワーク」

知的通所授産施設を運営する法人が母体となり、平成16年4月に開所している。それまでは、法人の就労支援として行われていたところである。

現在のスタッフは、就労支援員2名、生活支援員1名、ジョブコーチ2名、事務補助1名であり、対象地域は郡山市以外に須賀川市等近隣2市2町に及ぶ。

利用者は、登録制となっており、現在230名（知的100弱、身障50、精神50、その他（発達障害、手帳を取得していないが、精神疾患の疑い）を数える。

このセンターでは、就労と生活支援に加え、ジョブコーチ事業（県単事業）も受託しており、それら3事業の1月あたりの支援実施人数は、生活支援＝30名、就労支援＝100名、ジョブコーチ＝3名（集中支援）、20名（フォローアップ）となっている。

就労支援の場合、ハローワーク等との連携による職場開拓や実習のコーディネートなどが支援内容になるが、生活支援の場合、さまざまな生活上の問題に対応しているため、24時間いつでも駆けつける支援体制をとっている。対象者は、100人程度であり、そのうちグループホームや社員寮で共同生活をしている者が33人、一人暮らしは1人であり、その他は家族と同居している。

当然、各種団体との連携が必要であり、他の相談支援事業者や施設・作業所はもちろんのこと、精神障害者に対する支援のウエイトが増加しているため、精神病院などとも連携を図っている。

また、就労支援という特殊性から、中小企業同友会との関係もある。ただし、実習に関する支援・連携が中心であり、なかなか採用までは難しい。障害者雇用に積極的に関わっていただける企業は2～3箇所程度である。

4.3 障害者福祉関係以外の互助・共助システム（町内会、消防団、商工会議所等既存の地域組織）の様相【障害者や高齢者との接点】

町内会や消防団、商工会議所といった福祉関係の互助・共助システムは、大都市部の一部を除く全国の市町村と同様に、郡山市でも機能しており大きな違いは無い。そのような状況において、今回の調査において障害者との接点という意味でいくつか確認できたエピソードを紹介する。

4.3.1 「あいえるの会」の法人（NPO）監事に商工会議所から人を出してもらっている。

また、パソコン教室等を開催する時には、商工会議所の建物を利用させていただいており、そのことで商工会議所側が、建物のバリアフリーを考えるようになった。その結果として、障害者用トイレが商工会議所の建物整備されることとなったのである。「あいえるの会」は、福祉の社会資源に限定せず、TPOを考慮した地域の社会資源を利用することが、共生社会推進にメリットがあることをよく理解していると思われる。

また、郡山市PTA連合会の会長にH17年度から理事に入ってもらい、障害児について一緒に考えていただくよう働きかけている。今後はボランティア育成等を一緒にやっていたらと考えているところであるとのことであった。

4.3.2 ミニデイサービス事業「オープンサロン宇宙」のある地域の町内会長からの聴き取りにおいて、開設直後から、行き帰りや散歩の時に、利用者からきちんと挨拶をされ、好印象を持った。町会長に近隣者からのクレームは一切ない。町会の役員も地域の「家」として認識し、回覧などを宇宙にもっていつている。特別な交流はないが、近隣から率先して声が掛かり、敷地内の立木の枝払いや草むしりなどを手伝っている。

宇宙の利用者が利用時間中、無断で外出した時などは近隣の人に連絡をして見つけ次第、連絡を宇宙へ入れるよう町内として心がけている。自然な形で溶け込んでいるとも話していた。

さらに、高齢者等が多い地域であり、違法なセールス等が日中高齢者のみの時間帯に来ることがある。だまされ易くそんな時、「日中なら宇宙に行けば誰かいる」といった安心感を持つことができると町会長さんも述べており、宇宙が地域の一員としてしっかり互助的な役割を果たしている様子が伺われた。

そして町内会長は、あたりまえに生活をするということをお互いに体験していく場として宇宙のような場所は必要であり、活動を長く続けることで、一緒に町内で生活する実績を作っていくことが大切であるとも語っていた。

4.4 利用者自身や家族サイドから見た「地域力」に対する印象

今回の調査では、様々な障害をもつ人8人にインタビューを実施し、各人の生活状況や生活暦等を聞かせていただいた。しかし、「地域力」という言葉が漠然としか理解されていなかったことや「住み易いですか？」と投げかけても主観的な判断での回答であり、「地域力」に対する印象として調査者側が判断できる状況になかった。

ただ、「あいえるの会」の理事長であり、自身も脳性まひを持つ白石氏からある程度の印

象を聴き取ることができたので紹介する。

白石氏は郡山市の出身であるが、平成元年に帰郷するまで、福島市、秋田市、相模原市などで自立運動に携わってきた人である。帰郷後、紆余曲折を経ながら現在の「あいえるの会」に至るまで郡山市の障害者福祉をリードしてきた一人である。

「地域力」に対する白石氏の印象は、一言で言うと「まだまだ」ということである。その理由として白石氏が先ずあげたのは、自立生活をしている人が少ないということである。現在 4～5 人程度しか自立生活をしている人はいないが、現状で考えるならば、20 人程度の人が自立生活を送れると考えていると白石氏は分析している。

また、「あいえるの会」の活動に端を発した地域支援体制が、同心円状に発展しないことも挙げている。知的や精神といった障害の別、施設や居宅といったサービスの別により、保護者を含む支援団体がそれぞれの支援体制を持っており、その連携が必ずしもスムーズではないとのことである。例えるならば、「諸島型のサービス体制」であり、一定の 2 次元的な空間の中にそれぞれが独立した支援体制を持ち、必ずしも隣の「島」と連携が取れているとはいえない。結果として、それぞれが利用者の囲い込みを行ってしまっていると話されていた。

5 地域社会（郡山市）における障害をもつ人たちの生活と支援システム（事例を通して）

今回の調査において、在宅生活を送る障害をもつ方から聞き取りを実施しているが、その中から、3 人の方の状況を紹介し、そこで見えてきた支援システムなどについて考察する。

5.1 A さんの場合

筋ジストロフィー症の 40 代の女性である A さんは自宅で一人暮らしをしている。2 年前まで母親と 2 人で生活をしてきたが、その母親が長期入院となり、居宅支援サービスを受けることとなった。当初社協からヘルパー派遣を受けていたが、夜 10 以降の業務が行われていないため、A さんが市役所に相談し、相談支援（「あいえるの会」）が入り、他の介護支援事業者 3 社からサービスを受けることとなった。現在は、介護支援事業者から、身体介護、家事援助を受けている。（この 3 社の事業者はもともと介護保険の事業者であったが、支援費制度施行に伴って、障害者の居宅介護も実施するようになった事業所である。）

この他身障デイサービスを（週 1 回）とショートステイを月数回利用している。支援費以外のサービスとして、訪問リハも受けている。また現在の趣味として、市の図書館の郵送サービスにより図書の貸し出しを受けている。

A さんからうかがった現在の生活に関するコメントは以下の通りである。

- ・ 毎日介護を受けているが、業者が 3 社あり、断続的に入れ替わり立ち代りヘルパーが来ているが、その都度気を使うためストレスとなっている。
- ・ トイレに近いが、いす式トイレに移動させてもらう途中で失禁してしまうことが現在の問題。下肢の動きを良くしたいと思う。（筋ジスのため不可能だが、本人にはそれを受け入れる心的状況がない模様）
- ・ 施設には行きたくない。このまま自宅で生活を続けたい。

- ・ スポーツをしたい、無理でしょうが。(しかし車椅子を利用したスポーツはやりたくない。)
- ・ デイサービスの場所が少ない。自宅から50分かけて移動するのはしんどい。
- ・ 以前から自分を見てくれる医師が近くにおり、信頼している。近隣の人との関係も悪くないが特に何か援助を受けているわけではない。
- ・ 兄弟姉妹が4人おり、4人共市内在住のため、何かあるときは助けてもらっている。安心できる。

以上のように、Aさんの生活は居宅介護がない状態では成り立たない。しかし、複数の事業所が1日中、出入りを繰り返すため、これがストレスとなり、事業者へのクレームを生んでいる。ちょうど訪問した日はそのようなクレームの対処について相談支援に当たる相談員と各々の事業者の担当、それに本人がケース検討会をしているときであった。

普段顔をあわせるのがヘルパー中心であるAさんの生活にはどうしても広がり少なく、ヘルパーの一挙手一挙動がとても気になる様子である。しかし、相談支援員には好意的であり、事業者も含め相談支援員が仲介に当たることを基本的に望んでいる様子であった。

デイサービスが身障の場合、市内に1ヶ所しかないということもAさんにとってはマイナスである。また、筋ジストロフィー症という原疾患に対する正確な理解と、それとの付き合い方等、専門的なアドバイスを受ける機会に恵まれていないようにも思われた。

5.2 Bさん夫婦の場合

二人とも脳性まひを持つ夫婦である。昭和52年宮城県内の入所施設で知り合っている。先に奥さんが退所し郡山に戻り、昭和57年にご主人も退所して結婚し、奥さんの郷里である郡山で生活をはじめた。

結婚当初ご主人は、親切な職安の担当者によって、近くの工場へ就職することができた。それなりに二人の生活は軌道に乗っていた。しかし、昭和62年に長男が生まれると、出産後まもなく脳性まひであることが分かった。(原因は不明、妊娠中は異常なし)。

その後ご主人も雨の日の通勤などに制限があることに不景気も加わって、仕事を退職している。しかしこの時点でお二人が障害者福祉サービスを活用するには至っていない。

障害者福祉サービスはむしろ息子さんの養育との関係である。県の療育センター、養護学校と進んだ息子さんは、養護学校在籍中にレスパイトとしてショートステイを利用している。

養護学校後の進路として、あるデイサービスを教員から勧められるが、息子さんがどうしてもそこへは行きたくないと言い張り、実習で行ったミニデイサービスの「オープンサロン宇宙」へ行きたいと主張を曲げなかった。学校側は息子さんの意向を結果的に聞き入れず、また他の進路先も探してくれなかった。

困った母親が市役所へ相談し、そこで初めて「あいえるの会」の相談支援を受けることになった。

当初、「オープンサロン宇宙」側も介護の関係で息子さんの利用を断ったが、相談支援員の調整により、利用できるようになった。

障害福祉サービスの利用は、レスパイトの時からであるが、直接サービスにおいて、他の市内サービスの情報提供や、利用者・家族の相談には、介入していない。直接サービス

と相談支援は別物という仕切りが透けて見え、この事例からはセイフティー・ネットが十分機能していないことが伺われる。

5.3 Cさん親子の場合

Cさんご自身は、療育手帳B判定を受ける知的障害者である。中卒後和裁の専門学校に進んでいるが、その後デパートの掃除やスーパーのバックヤードで働いていた。母親は本人が16歳の時に他界しており、その後暫く父親と暮らしていた。30年前に結婚し、県内の他地域で生活することとなり、夫との間に3男、1女をもうける。平成12年に夫が他界したことを契機に、本人・子供達と共に実家へ25年ぶりに戻った。

実家には父親がいたが、その父親も本人たちが戻った後に他界し、現在は本人と長男・長女を除く子供たちと暮らしている。(4人暮らし)。

長男を除く子供たちも軽度の知的障害があり、長女は施設に入所しており、二女、二男、三男は同じ共同作業所へ自宅から通所をしている。

収入は、亡夫の労災遺族年金20万円/2月、厚生遺族年金11万円/2月、本人障害基年金など公的資金でまかなわれており、さほど困った様子は伺われない。

現在の生活状況で課題となるのは、近隣や親戚との関係が疎遠であることである。永い間他地域で生活していたこともあり、近隣に本人のことを理解している人が殆どいない。本人には、「障害者が暮らしているということに近隣の人がもっと理解をして欲しい。」という想いがある。

唯一父の知り合いであった、「おばさん」という人が本人の支えになっており、この人が高齢であるため、本人が日常の買い物を引き受けるなど、お互いに助け合っている様子である。

地域生活支援を受ける契機となったのは、市外で一人暮らしをしている、長男がサラ金に借金を造り、その取立てが本人のところへ頻繁にくるようになった。本人は解決できないでいた状況にあり、これを見かねた「おばさん」が市へ相談したところ、相談支援(知的障害者地域生活支援事業)を紹介されたという経過によるものである。なお、サラ金との折衝については相談支援員が仲介に入り、一応は決着がついている。

相談支援員は、長男の問題にとどまらず、本人と同居する子供たちの生活についても支援の必要性を確認し、親子共々障害者福祉サービスを利用するようになったのである。Cさんご自身も現在は居宅介護支援を受けている。支援相談員も定期的に状況把握を行っているところである。

長男の一件が無ければ、Cさん親子はどのような生活をしていたのであろうか、互助や共助の恩恵に浴することも無く、早晚もっと大きな課題を抱えて生活が成り立たない状況に陥っていた危険を感じるころである。

以上、3事例を紹介したが、この3事例に共通する最大の点は、種々の障害者サービスと出会う契機となったことが全て、市役所という公的機関を通してであり、しかもかなり問題を深刻にしてからという点である。

つまり、それぞれが生活の上で抱える問題を自助の中で解決できない時、互助や共助による解決策があったとしても、それを情報として持っていないということである。この点

が今後の郡山の課題である。

わが国の現状からして、このようなことはむしろ一般的なことなのかもしれない。しかし、今回の調査をみる限り、郡山市は、量の問題は別としても、共助や公助の水準は相対的に整っている地域であると思われる。それを裏付けるようにこの3事例においては、サービスとの接点をもたれると、相談支援が介入し、直接サービスを利用者が満足する程度には利用できている。「地域力」を考える場合、アクセシビリティの向上は欠かせない要素といえるものである。

また、逆説的にみれば、なかなか共助に含まれる団体が、市内全域に情報を行き渡すことは難しく、結果的に利用者は、どうしても行政機関に頼ることが多くなる。そうであるならば、公助の役割として直接サービスはもちろんであるが、情報提供という点においても重要であることが理解される場所である。

6 まとめ

郡山市においては、公助を支える行政と、相談支援事業者との関係が、かなりスムーズである。また、ネットワークも近年、いくつか立ち上がってきており、共助システムの発展が今後期待できる。このような状況が生み出される背景には、「あいえるの会」を立ち上げてきた白石氏らの運動の成果がある。行政と対立するのではなく、提案をし、行政と協働する。ここに共助と公助のバランスができてきているのだと思われる。またサービスの再現性もあり、メニューも決して少なくない。

相談支援事業や直接支援に携わる方々からは、まだまだ不十分という声が多く聞かれたが、それは、課題を十分認識しているからこそ出てくる感想のようにもとれるのである。今後の郡山の「地域力」の発展に期待したい。

最後に今回の調査にあたり、現地のコーディネートしてくださった「あいえるの会」宮下氏、「オープンサロン宇宙」の兼田氏、貴重な資料を提供してくださった郡山市役所の鈴木氏に謝辞を表すものである。

第3節 東京都渋谷区の「地域力」調査報告

関西国際大学 笠原千絵

1. 対象地域概要

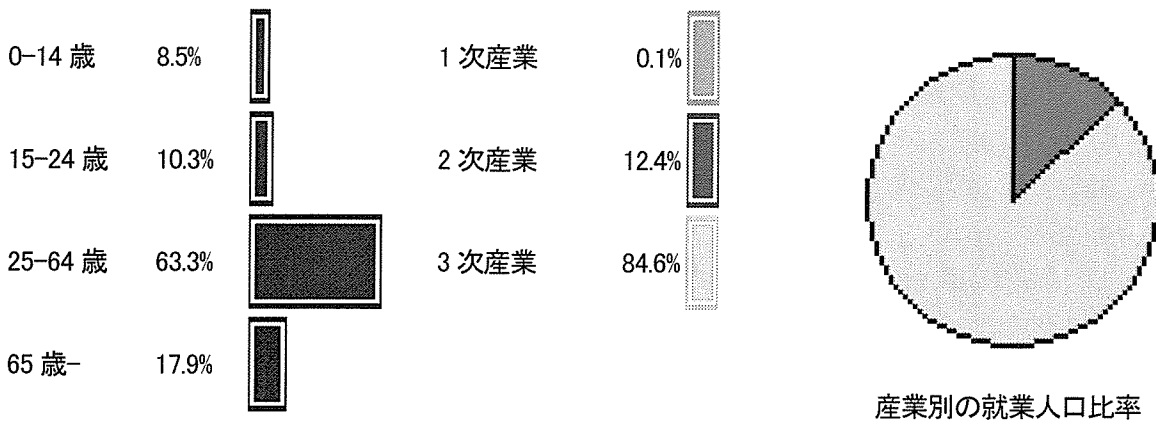
1.1 地域の土地的特長

鉄道交通の結節点として戦前から発展した渋谷区は、渋谷駅中心に繁華街を形成した。恵比寿、原宿、代官山など個性的な街もあり、渋谷駅周辺の大規模再開発で、ITベンチャーの集積地ビットバレーとなった。一方、松濤など閑静な住宅地も残るが、マンションなど高層住宅化が進む。昭和40年から減少を続けた人口は平成9年から増加している。安全で安心して暮らせるまちをめざし、「きれいなまち条例」「安全・安心条例」「平和国際都市、渋谷の日条例」などを制定。「環境まちづくり宣言」も行い、環境にも配慮したまちづくりを推進している。

1.2 数字で見る渋谷区

- (1) 面積 15.11km²
- (2) 人口密度 12,853 人/km²
- (3) 世帯 112,028 世帯
- (4) 人口 194,212 人
- (5) 人口増加率 0.64%

1.3 人口分布と就業人口比率(平成12.国勢調査による)



出典元：東洋経済新報社 都市データパック 2005
地域経済総覧 2005

2 障害者に関する統計値

2.1 障害者数 (年令別、障害別)

2.1.1 身体障害者数

平成16年の身体障害者手帳所持者数は4624人で、渋谷区人口に占める割合は4.2%である。

表1 身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

	平成 15 年	平成 16 年	平成 16 年
視覚障害	372	355	348
聴覚障害	367	330	327
音声・言語障害	52	59	61
肢体不自由	2444	2409	2444
内部障害	1269	1363	1444
計	4504	4516	4624

渋谷区福祉部平成 17 年度版事業概要より筆者作成

2.1.2 知的障害者数

知的障害者療育手帳（愛の手帳）所持者数は 586 人で、渋谷区人口に占める割合は 0.3%である。

表 2 愛の手帳所持者状況

	平成 15 年	平成 16 年	平成 16 年
最重度(1 度)	26(4)	25(4)	26(3)
重度(2 度)	177(33)	185(40)	188(32)
中度(3 度)	158(34)	157(25)	158(26)
軽度(4 度)	159(28)	203(36)	214(39)
計	548(99)	570(105)	586(100)

()内は内 18 歳未満の数

渋谷区福祉部平成 17 年版事業概要より筆者作成

2.2 サービス提供事業所の種類（区社協・NPO・民間等）と数量

2.2.1 区内にある入所系障害者施設

平成 17 年の調査時点では、区内に支援費対象となる入所施設はない。区外の身体障害者施設利用者数は、更生施設 3 人、療護施設 16 人（うち 8 人は都外施設）、授産施設 5 人、計 24 人。区外の知的障害者施設利用者数は、入所更生施設 107 人、入所授産施設 4 人、通勤寮 1 人であり、その範囲は青森県から広島県におよぶ。なお、平成 16 年度から 20 年度にかけての「渋谷区障害者保健福祉計画（第 2 次）」（以下「第 2 次計画」）では、身体障害者療護施設と知的障害者入所更生施設の事業化が検討されている。

2.2.2 区内にある通所系障害者施設

平成 16 年、区立「生活実習所つばさ」を法内施設化（小規模授産施設）とした。利用者は 20 人。その他、区外の知的障害者通所施設の利用者数は、更生施設が 2 人、授産施設が 20 人である。

2.2.3 支援費居宅支援事業所

平成 17 年 11 月現在の事業所数は、居宅介護事業所 25、児童短期入所 1 である。運営主体別にみると、渋谷区社会福祉協議会（以下区社協）1、民間 23、社会福祉法人 2（児童短期入所 1、身体障害者居宅介護 1）である。「第 2 次計画」では身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービスの事業化が検討されている。

2.2.4 その他

民間の会員制利用施設数は、知的障害児（者）デイサービス施設 2。小規模作業所 8 である。

2.3 地域単独サービス（市町村単独事業等の種類・内容、実績）

- (1)生活実習所（都制度）公設民営 1ヶ所
- (2)心身障害者福祉センター 公設公営 1ヶ所
- (3)知的障害者グループホーム（区制度による生活寮） 民設民営 2ヶ所

2.4 支援費制度利用者数（支給実績時間数と利用時間数）

（平成 16 年度）

ホームヘルプ 424,125 時間

デイサービス 0 人

ショートステイ 574 日

グループホーム 161 人

施設等訓練費

身体障害者施設 24 人

知的障害者施設 180 人

3 地域社会に存在する「公助」、「互助」、「共助」の量的・外観的把握

3.1 サービスの担い手であるヘルパー（公助）、近隣住民（互助）やボランティア（共助）の推移

支援費対象の施設はなく、対象事業はホームヘルプのみ（区社協および営利企業）。日中の活動は区立の生活実習所および、民間の小規模作業所が中心。区社協は(1)介護保険と支援費対象の「ヘルパーステーション」、(2)会員制の互助組織「やすらぎサービス」、(3)無償の「ボランティアセンター」を運営。公助、共助については支援費制度導入による量的変化が指摘されたが、互助については人、地区により実情はまちまちであり、支援費制度導入による直接の影響は指摘されなかった。

3.1.1 公助：支援費対象サービスの整備（障害者福祉課長）（注：（ ）内は主な情報提供者。以下同様。）

平成 15 年度の支援費制度開始の際、区内には都独自サービス（例：緊急一時保護、生活寮、生活実習所）はあるものの、支援費対象となるサービスはホームヘルプのみだった。そこで「第 2 次計画」では「地価の高い渋谷区ではサービスを整備しない」という従来の考えを根本的に変更。既存の設備を活かしながらも、区内で区民が法内サービスを受けられるよう基盤整備を進めた。介護保険により高齢者福祉が充実したこと、長年にわたる障害者団体の要望も影響を与えている。具体的には入所施設の設置と心身障害者センター立て替え。複合施設の新設。就労支援センター。

3.1.2 共助：支援費対象サービスに変更した事業（区社協職員）

渋谷区から区社協への委託事業であった「渋谷区重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業」は、支援費制度の居宅介護「移動介護」に変更（「支援費制度ホームヘルパー派遣事業」）。当然件数は増えたが、理由は対象と利用目的が広がったからであり、さほど大きな変化ではないと思われる。

表 3 重度視覚障害者ガイヘル派遣事業（移動介護）利用実績

	平成 15 年	平成 16 年	平成 16 年
派遣回数(回)	155	1483	1530
利用者数(人)	46	28	33
派遣時間(時間数)	1844	3042	3343

インタビュー内容より筆者作成

かつての視覚障害ガイドヘル事業は視覚障害者に特化し、担い手は無料のボランティアだった。しかし、支援費導入に伴い資格を取得しヘルパーになった人、視覚障害者のヘルプをしたいからと辞めた人、資格はとらずにボランティア登録した人に分かれた。

これらの背景について、障害者福祉課長は次のように話す。

- (1) 二次に先立つ一次計画は国のマニュアルに沿い、網羅的、包括的な計画を立てたが、実現可能性が低かった。その反省から今回は理念的レベルに留めず、なるべく具体的に要望が多いものから、実施計画と基本計画を混ぜたような計画にした。目に見える形で変化があるためか、関係団体からは比較的评价が高い。就労支援センターなどは計画をたてながら実現させてきた。
- (2) 渋谷区は財政が比較的豊かなため、全般的な緊縮財政のなかこれだけの計画が立てられる。通常は給付とサービスどちらかを優先させるものであるが、「第2次計画」では従来の給付には手をつけず、新たなサービスを盛り込むことに踏み切った。障害者団体の対応が変わった。要望に対してはできること、できないことを明確に説明するようになってきた。当事者から「できないならできないといってくれ。全て出来るとは思っていない」。当然であるが、サービスのない状態からある状態へ変われば満足度はアップする。平成20年にはまた新たなニーズが出てくるだろう。
- (3) 今回はないものを作る、充実させた高齢者福祉との溝を埋めるという意味で比較的計画化しやすかったが、今後財政的にハード面の充実は難しい。一通り使ってみて、何が必要なか見極め、場合によっては給付行政を見直す必要もあるだろう。今後計画には高齢者と障害者サービスの一体化といったソフト面の工夫が必要となるだろう
- (4) ここからも分かるように、これまでの渋谷区の障害者福祉行政の特徴として、第1に行政主導ということが挙げられる。現在民設民営の事業はグループホームのみ。それも、都有地の活用事業の一環である。形式的には都と事業者の契約となるが、実質的にはまず土地と建物がありやってくれる事業所を探すという状態。他区では軒並グループホームが増設されたが、渋谷区は地価が高く開設時に補助が出たとしても経営が難しい。第2に、給付中心でサービス提供は弱かった。公営のサービスは2ヶ所のみ。行き場がないため家族ががんばり、作業所を立ち上げてきた。区はそれに対する手厚い補助と給付で対応してきたが、全社(?)は国制度ではないので財政負担は大きく、給付行政も23区は全国的に高いレベルで展開している。

3.2 各種団体・機関に加え、区社協等のビューローを含めた連携システムの概要（インフォーマルなサポートの充実度）

先にみたように、区内で障害のある人の使えるサービスの選択肢は少なく、連携システムも十分に機能しているとはいいがたい。しかし、渋谷区の特徴として社会教育に力を入れていることもあり、インフォーマルなサポートを活用することが可能である。

3.2.1 社会教育（障害者福祉課長）

渋谷区では従来、教育委員会が障害者支援に取り組んできた経緯があり、「社会参加」を目標に障害者向けの講座・教室を多数開講してきた。通年の講座を継続的に主催し、そこで長年支援してくれるボランティアもいる。つまり、公助により場所、資金といった機会を提供されることにより、共助が育っていったといえるだろう。

例) 福祉・スポーツ・保健の複合施設「ひがし健康プラザ」。障害者向け施設というわけではないが、高齢者デイ、障害者歯科もあり、プールでは障害者向け水泳教室を主宰。ボランティアグループも立ち上げ、修了者がサークルを作る、など。

例) 恵比寿・幡ヶ谷社会教育館による知的障害のある人の「青年教室」。社会教育館主催事業であるが、

企画運営の中心を担うのはボランティアスタッフである。

3.2.2 ボランティア（障害者福祉課長）

障害者施策を民間（任意団体）ベースで展開してきた経緯から、ボランティアセンター登録者に限らず、事業に関わるボランティアは相当数になる。

3.2.3 区社協の取り組み①やすらぎサービス（区社協職員）

障害者・高齢者・児童を対象とした、住民同士の助け合いシステム。介護保険前から実施していた。区社協の特徴として収益を求めないため、利用料 800 円がそのまま協力会員の謝礼金となる。サービス内容は家事援助と移送サービスである。

利用会員、協力会員ともに地域性があり、都市部における昼間人口、夜間人口の特徴をそのまま反映していると考えられる。例えば高級住宅地といわれる松涛、大山町などはどちらの会員も少なく、東、恵比寿などは利用会員はいるが協力会員は少ない。ボランティアセンター勤務時の経験からすると、地域により住民の意識が違う感覚があった。例えばボランティアの説明会をすると、本町、笹塚、初台は集まりがよく関心も高い。一方、原宿、千駄ヶ谷はあまり集まらず、古くからの住人が多く高齢化率も高い。一般的に知識レベル・高所得者が多く、ボランティア講座を呼びかけると、参加者というより講師として呼べるような人が住んでいる。渋谷というと、センター街、原宿といった若者の街のイメージが強いが、古くからの住民が多く、高齢化率が高い地域もある。

協力会員は「自分たちで支えている」という意識が強く、会員を増やそうと積極的に活動している。例えば「渋谷区民の広場」というお祭りの区社協ブースでは、PRのためのチラシをつくり、黄色いハッピを着て配布した。区社協スタッフが圧倒されるほど。会員の中では根付いてきたが、地域住民にサービスがどれだけ認知されているか課題。比較的継続的に活動する人が多く、説明会や勉強会で新規会員に与える影響も大きい。

3.2.4 区社協の取り組み②ファミリー・サポート・センター事業（区社協職員）

区の子育て支援の委託事業「ファミリー・サポート・センター事業」。障害児の一時預かりもしている。障害の程度によっては「やすらぎサービス」を利用してもらうこともある。利用料金は同じで 800 円。

3.2.5 渋谷区障害者団体連合会（障害者福祉課長）

区内関連団体の連携システムとして公的には 10 年ほど前、23 団体が加入する渋谷区障害者団体連合会をつくった。身体障害、知的障害、精神障害それぞれの部会があり、行政からは①公園の清掃、植栽など仕事の依頼（委託事業）、②身体障害者センター内事務局の場所提供、補助金（例：スポーツ大会）といった支援（補助）をしている。連合会を中心に団体をまとめて、全体として団体と行政のつながりを作っている。3 部会がある。どちらかといえば親睦会的な団体。

3.2.6 渋谷作業所連絡会（障害者福祉課長・区社協職員）

さらに、中間的な組織として主に職員中心の作業所連絡会を 1~2 年前に立ち上げた。月 1 回ほど集まり連絡をとりあったり、研修をしたり。経緯は（利用者の）仕事の急激な減少に危機感をもち連携の必要性を感じていた作業所に、連絡網の必要性を感じていた区が呼びかけたこと。双方のタイミングがあった。立ち上げ当時は連合会とは別組織だったが、今では下部組織として位置づけようとしている。

これらの連携システムの運用状況について、区社協職員は次のように話す。まず、区社協職員として必要に応じて作業所連絡会の会議に出席することがあるが、毎回ではなくさほど密な連携とはいえない。それぞれの団体に独自の思いがあり、区社協としてどこまでバックアップすればよいか難しい。しかし、区社協主催のイベントに声をかけ参加してもらう、利用者へヘルパーを派遣する、ボランティアセンターでのボランティア募集、助成金、といったつながりはある。比較的多いのはヘルパーステーション、ボランティアセンターとのつながりである。定例の連絡会議などはない。ボランティアセンターの場所を貸す、必要に応じて